

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十一号

### 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する

#### 条例

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 届出(第七条 第九条)</p> <p>第三章 重点放置禁止区域等(第十条 第十二条)</p> <p>第四章 プレジャーボートの移動等(第十三条 第十七条)</p> <p>第五章 暫定係留区域(第十八条)</p> <p>第六章 広報・啓発等(第十九条)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>第八章 罰則(第二十二条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所有者等 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。</p> <p>三―五 (略)</p> <p>六 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことによりプレジャーボートの用途を廃止することを行う。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第三条 所有者等は、プレジャーボートを適正に係留保管しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二章 届出</p> <p>(係留保管施設等への係留保管及び所有者の届出)</p> <p>第七条 プレジャーボートの所有者は、その所</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 放置の禁止・重点放置禁止区域(第十条 第十一条)</p> <p>第四章 プレジャーボートの移動等(第十二条 第十六条)</p> <p>第五章 暫定係留区域(第十七条)</p> <p>第六章 広報・啓発等(第十八条 第十九条)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所有者等 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用権を有する者をいう。</p> <p>三―五 (略)</p> <p>六 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことによりプレジャーボートを廃止することを行う。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第三条 所有者等は、係留保管施設等を確認し、プレジャーボートを適正に係留保管しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二章 削除</p> <p>第七条から第九条まで 削除</p>

有するプレジャーボートを広島県内の水域又は陸域において係留保管しようとするときは、係留保管施設等において行わなければならない。

2| プレジャーボートの所有者が前項の規定により係留保管施設等にプレジャーボートの係留保管を開始したときは、その所有者は、規則で定めるところにより、その係留保管を開始した日から三十日以内に、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内にプレジャーボートの所有者でなくなつたときは、この限りでない。

3| 前項の規定による届出は、規則で定める書類を添付して行わなければならない。

(変更の届出)

第八條 前条第二項の規定による届出をした者は、同項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、変更が生じた日から三十日以内に、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内にプレジャーボートの所有者でなくなつたときは、この限りでない。

2| 前条第一項の規定により係留保管されているプレジャーボートの所有権を取得した者は、規則で定めるところにより、所有権を取得した日から三十日以内に、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内にプレジャーボートの所有者でなくなつたときは、この限りでない。

3| 前項の規定にかかわらず、相続によつて前条第一項の規定により係留保管されているプレジャーボートの所有者となつた者は、規則で定めるところにより、自己のために相続の開始があつたことを知つた日から三月以内に、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内にプレジャーボートの所有者でなくなつたときは、この限りでない。

4| 前条第三項の規定は、前三項の規定による届出について準用する。

(係留保管施設等における係留保管の終了の届出)

第九條 プレジャーボートの所有者は、規則で定めるところにより、第七条第二項又は前条第一項、第二項若しくは第三項の規定により届け出た係留保管施設等における係留保管を終了したとき（係留保管施設等を変更した場合を除く。）は、その終了した日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第十條 (重点放置禁止区域の指定)

第十條 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面〔漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六條第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二條第三項に規定する港湾区域を除く。以下同じ。〕をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。2―4 (略)

第十一條 (重点放置禁止区域内の禁止行為)

第十一條 何人も、重点放置禁止区域内において、みだりに、プレジャーボートを捨て、又は放置してはならない。

第十二條 (重点放置禁止区域以外の公共の水面における放置の禁止)

第十二條 何人も、重点放置禁止区域以外の公共の水面において、正当な理由なくプレジャーボートを放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

#### 第四章 (略)

第十三條 (重点放置禁止区域の放置等に対する指導等)

第十三條 知事は、第十一條の規定に違反した者に対し、プレジャーボートを係留保管施設等に移動するよう指導し、若しくは勧告し、又は命じることができる。

第十四條 (略)

第十五條 (所有者等が不明の場合の措置)

第十五條 第十三條の規定によりプレジャーボートの移動について必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失なく当該措置を命ずべき所有者等を確認することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又は第三

(放置の禁止)

第十條 何人も故なく公共の水面においてプレジャーボートを放置し若しくは放置させ、又はこれを放置し若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

第十一條 (重点放置禁止区域の指定)

第十一條 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。2―4 (略)

2―4 (略)

#### 第四章 (略)

第十二條 (重点放置禁止区域の放置に対する指導等)

第十二條 知事は、プレジャーボートが重点放置禁止区域に放置されているときは、当該プレジャーボートの所有者等に対し、プレジャーボートを係留保管施設等に移動するよう指導し、若しくは勧告し、又は命じることができる。

第十三條 (略)

第十四條 (所有者等が不明の場合の措置)

第十四條 第十二條の規定によりプレジャーボートの移動について必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失なく当該措置を命ずべき所有者等を確認することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又は第三

者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告  
しなければならぬ。

2-7 (略)

第十六条 (略)

(立入調査)

第十七条 知事は、第十三条又は前条の規定に  
よる指導若しくは勧告又は命令を行うため必  
要がある場合は、その職員に放置されている  
プレジャーボートに立ち入り、所有者等を確  
認するため必要な調査をさせることができる。

2-3 (略)

(暫定係留区域の指定)

第十八条 (略)

2 (略)

3 第十条第二項の規定は、第一項及び前項の  
規定により暫定係留区域を指定し、又はその  
指定を変更し、若しくは解除する場合につい  
て準用する。

第十九条 (略)

第二十一条 (略)

第八章 罰則

第二十二条 第十一条の規定に違反し、重点放  
置禁止区域内において、プレジャーボートを  
捨て、又は放置した者は、三十万円以下の罰  
金に処する。

2 第七条第二項若しくは第八条第一項、第二  
項若しくは第三項の規定による届出をせず、  
又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰  
金に処する。

附則

1-2 (略)

(行政財産の目的外使用の許可を受けた者の  
特例)

3 1 プレジャーボートの係留を目的として、広  
島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県  
条例第三十六号)第三条の二又は広島県漁港  
管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号  
)第十一条第二項の規定による使用の許可を  
受けた者は、当該プレジャーボートについて  
第七条第二項又は第八条第一項、第二項若し  
くは第三項の規定による届出をしたものとみ  
なす。

者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告  
しなければならぬ。

2-7 (略)

第十五条 (略)

(立入調査)

第十六条 知事は、第十二条又は前条の規定に  
よる指導若しくは勧告又は命令を行うため必  
要がある場合は、その職員に放置されている  
プレジャーボートに立ち入り、所有者等を確  
認するため必要な調査をさせることができる。

2-3 (略)

(暫定係留区域の指定)

第十七条 (略)

2 (略)

3 第十一条第二項の規定は、第一項及び前項  
の規定により暫定係留区域を指定し、又はそ  
の指定を変更し、若しくは解除する場合につ  
いて準用する。

(広報・啓発等)

第十八条 (略)

第十九条 削除

第二十一条 (略)

附則

1-2 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置等)

2 この条例の規定による改正後の広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（以下「新条例」という。）第七条から第九条までの規定は、令和三年四月一日以後に新たにプレジャーボートの所有者となった者について適用するものとし、新条例の施行の際現に広島県内の水域又は陸域に存するプレジャーボートの所有者である者（以下「施行時所有者」という。）については、新条例第七条から第九条までの規定は、令和五年三月三十一日までの間は、適用しない。

3 新条例第七条から第九条までの規定は、施行時所有者であつて、引き続き令和五年四月一日において現に広島県内の水域又は陸域に存するプレジャーボートの所有者である者についても適用する。この場合において、新条例第七条第二項中「プレジャーボートの所有者が前項の規定により係留保管施設等にプレジャーボートの係留保管を開始したときは、その所有者は」とあるのは「係留保管施設等に係留保管されているプレジャーボートの所有者は」と、「その係留保管を開始した日から三十日以内」とあるのは「令和五年四月一日から同年九月三十日までの間」とする。